

モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費低迷の影響を受けたモズク在庫の解消により、安定したモズク養殖生産活動の確保と単価の回復を図るため、沖縄県漁業協同組合連合会その他知事が適当と認める団体が行う、プロモーションイベント活動や試食品開発等の全国規模のモズク消費拡大活動に資する事業に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱（総務省）（令和2年6月22日総行政第148号。以下「交付要綱」という。）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象事業、経費及び補助率)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、知事が定める日までにモズク消費拡大緊急対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第4条 知事は、前条の規定に基づく補助金の交付申請を受けた場合は、当該申請書に係る書類等を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を決定し、その旨を当該交

付申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定に当たり、知事は、補助金の適正な交付を行うため必要がある場合は、補助金の交付申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にモズク消費拡大緊急対策事業補助金交付申請取下書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、別表に掲げる重要な変更をしようとする場合は、あらかじめモズク消費拡大緊急対策事業補助金変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)を中止又は廃止をする場合は、あらかじめモズク消費拡大緊急対策事業補助金中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項第1号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第7条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めた場合は、速やかにモズク消費拡大緊急対策事業補助金遂行状況報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して20日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の2月29日のいずれかの早い期日までに、モズク消費拡大緊急対策事業補助金実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）をモズク消費拡大緊急対策事業補助金消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合は、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（本要綱に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、その超える部分の返還を命じることができる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 知事は、第 6 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第 4 条の決定の内容（本要綱に基づく承認をした場合は、その承認された内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている場合は、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第 12 条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、モズク消費拡大緊急対策事業補助金概算払請求書（第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付金の額の確定通知を受けた場合は、直ちにモズク消費拡大緊急対策事業補助金精算払請求書（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくモズク消費拡大緊急対策事業補助金産業財産権届出書（第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 14 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等についてモズク消費拡大緊急対策事業補助金取得財産等管理台帳（第 11 号様式）及びその他の関係書類を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等がある場合は、第 9 条に定める実績報告書にモズク消費拡大緊急対策事業補助金取得財産等明細書（第 12 号様式）を添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国規則」という。）第 5 条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、第 1 項の承認を受けようとする場合は、モズク消費拡大緊急対策事業補助金財産処分承認申請書（第 13 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産配分等により収益があった場合は、モズク消費拡大緊急対策事業補助金収益状況報告書（第 14 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定した場合、又は取得財産等を処分することにより、収入があり若しくはあると見込まれる場合は、知事の発する指令に従い、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(証拠書類等の保管)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、国規則に定める処分制限期間を経過しない場合にあっては、モズク消費拡大緊急対策事業補助金取得財産等管理台帳（第 11 号様式）及びその他の関係書類を備え、管理しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 20 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金に適用する。

別 表 (第2条及び6条関係)

補助対象 事業	補助対象経費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
モズク消費 拡大緊急対 策事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるモズク在庫の解消に向け、全国規模のモズク消費拡大活動に資する以下の業務に必要な経費（ただし、モズクの原材料購入に係る経費は補助対象外）	各経費の補助率は以下のとおり	補助対象経費の欄に掲げる区分の相互間におけるいずれか低い額の20%を超える増減	補助対象経費の欄に掲げる区分において実施する事業の中止又は廃止
	1 プロモーションイベント活動等に係る経費	1 定 額		
	2 試食品開発等に係る経費	2 定 額		

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

区分	具体的な取り組み内容 (概要、時期、場所、実施内容、成果目標等)	備考
(1)プロモーションイベント活動等		
(2)試食品開発等		

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		県補助金 (A)	事業主体負担 (B)	その他 (C)	
(1)プロモーションイベント活動等					除税額 うち県補助金
(2)試食品開発等					
合計					

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額を減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県補助金〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること

4 補助対象事業の開始（予定）日
令和 年 月 日

5 補助対象事業の完了予定日
令和 年 月 日

6 収支予算
(1)収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
実施主体負担					
その他					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
(1) プロモーションイベント活動等					
(2) 試食品開発等					
合計					

7 添付書類

- (1) 事業実施主体の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- (2) 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）
- (3) 個別事業実施計画書等
- (4) 補助対象事業等についての積算に係る資料

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったモズク消費拡大緊急対策事業について、下記のとおり交付申請を取り下げたいので、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付決定通知書の受領年月日

令和 年 月 日

2 交付申請を取り下げようとする理由

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知を受けたモズク消費拡大緊急対策事業について、下記のとおり変更したいので、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請する。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

（注1）変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること

（注2）新旧対照表を添付すること（経費を含む）

（注3）経費の積算に係る資料を添付すること

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定の通知を受けたモズク消費拡大緊急対策事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請する。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の期間）

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定の通知を受けたモズク消費拡大緊急対策事業について、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

1 事業の遂行状況（令和 年 月 日現在）

2 事業に要する経費の収支状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況(令和 年 月 日現在)				備 考
		令和 年 月 日までに完了したもの		令和 年 月 日以降に実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
(1)プロモーションイベント活動等	円	円	%	円		
(2)試食品開発等						

3 その他参考となる事項

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定の通知を受けたモズク消費拡大緊急対策事業について、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

年 月 日着手
年 月 日完了

2 事業の成果

区分	具体的な取り組み内容 (概要、時期、場所、実施内容、達成状況等)	備考
(1)プロモーションイベント活動等		
(2)試食品開発等		

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		県補助金 (A)	事業主体負担 (B)	その他 (C)	
(1)プロモーションイベント活動等					除税額 うち県補助金
(2)試食品開発等					
合計					

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額を減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県補助金〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること

4 収支清算

(1)収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
実施主体負担					
その他					
合計					

(2)支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
(1)プロモーションイベント活動等					
(2)試食品開発等					
合計					

5 添付書類

- (1) 補助対象経費収支清算書及び支出額明細書
- (2) 補助対象事業等の経過又は成果を証する書類
- (3) その他参考となる書類

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって交付決定の通知を受けたモズク消費拡大緊急対策事業について、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定額)	金	円
2	補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3	消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3-2)	金	円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けたモズク消費拡大緊急対策事業について、下記のとおり金 円を概算払で交付されたく請求します。

記

概算払請求額 金 円

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
計					

2 概算払を必要とする理由

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

(注) 今回請求額の積算内訳を記載した書類を添付すること

第9号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けたモズク消費拡大緊急対策事業について、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金 円

区分	確定額	概算払受領額	今回請求額
計			

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

(注) 今回請求額の積算内訳を記載した書類を添付すること

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金産業財産権届出書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定の通知を受けたモズク消費拡大緊急対策事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金取得財産等管理台帳

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定の通知を受けたモズク消費拡大緊急対策事業について、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考
計									

(注1) 対象となる取得財産等は、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱14条第1項に定める取得価又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする

(注2) 財産名の区分には、(ア) 事務用品備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、(エ) 無体財産権（工業所有権等）、(オ) その他の物件（不動産及びその従物）とする

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない
なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金取得財産等明細書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定の通知を受けたモズク消費拡大緊急対策事業について、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考
計									

(注1) 対象となる取得財産等は、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱14条第1項に定める取得価又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする

(注2) 財産名の区分には、(ア) 事務用品備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、(エ) 無体財産権（工業所有権等）、(オ) その他の物件（不動産及びその従物）とする

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない
なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定の通知を受けたモズク消費拡大緊急対策事業について、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保の提供の別を記載すること）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 年度モズク消費拡大緊急対策事業補助金収益状況報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号により補助金の交付決定の通知があったモズク消費拡大緊急対策事業について、モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、収益状況を下記のとおり報告します。

記

1 モズク消費拡大緊急対策事業補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額 金 円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定額)

2 報告期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 収益状況

(単位：円)

産業財産権の名称、 又は財産配分の概要	収益額	算出根拠